**寄 附 の お 願 い**

公益社団法人新潟県看護協会は、1948（昭和23）年に県内に就業する保健師・助産師・看護師及び准看護師を会員とする看護専門職能団体として設立され、2012（平成24）年に公益社団法人となりました。

会員の資質の向上を図り、適正な助産、看護および保健に関する知識を普及し、地域住民の健康と福祉の向上に寄与するため、様々な公益活動に努めています。

特に、超高齢社会を迎え、地域において最後まで安心して暮らせるよう、地域における看護の充実を図ることが大きな課題となっており、本会としても積極的に取組を進めています。

　事業の充実を図るため、当協会の事業目的に賛同し、ご支援してくださる多くの皆様のご協力をお願い申し上げます。

　寄附された法人・個人は税制上の寄附金控除として優遇措置が受けられます。詳しくは下記アドレスの国税庁のホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm>

（国税庁ホームページ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　公益社団法人新潟県看護協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長　　奥　村　麗　子

1　ご寄附の方法

（1）書類でのお申込みについて

　　 寄附金申込書（本Word2枚目）

（2）お電話にてお申込みについて

　　 公益社団法人新潟県看護協会（TEL 025-265-1225）までお電話にてお申し付けください。

　受付方法をご案内いたします。

2　ご寄附の公開について

ご寄附をいただいた団体・企業・個人の皆様の名称・ご芳名については、永くご寄附芳名録にとどめるとともに、お断りのない限り、当協会のホームページに寄附寄贈者御芳名を掲載して公表させていただくことがあります。

3　お問合せ・連絡先

公益社団法人新潟県看護協会　総務課

TEL 025-265-1225

〒951-8133　新潟市中央区川岸町2丁目11番地

4　寄附金規程

寄附金規程（本Word3枚目）

寄附申込書

公益社団法人新潟県看護協会

会長　奥　村　麗　子　様

平成　　年　　月　　日

御団体名（個人様の場合は、ご記入は不要です。）

御芳名（法人様の場合は、代表者の役職・御芳名をご記入ください。）

御住所

〒　　　－

御連絡先（電話番号・メールアドレス等）

　　　　　　　　　　Tel Fax

　　　　　　　　　　e-mail

この度、貴協会の公益目的事業の内容に賛同し下記の金額の寄附を申し込みます。

金額　　金　　　　　　　　　　　　　円

ご入金予定日：　西暦　　　年　　　月　　　日

公表時の匿名：　希望する　・　希望しない

※どちらかに○をご記入ください。

〈お申込方法〉

寄附申込書は、郵送またはＦＡＸでご送付ください。（確認後ご連絡させていただきます。）

住　所：　〒951-8133 新潟市中央区川岸町２丁目１１番地

ＦＡＸ：　０２５－２６６－１１９９

〈お問合せ先〉

公益社団法人　新潟県看護協会　総務課　　℡０２５－２６５－１２２５

公益社団法人新潟県看護協会　寄附金規程

（目　的）

第１条　この規程は、公益社団法人新潟県看護協会（以下「本会」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（寄附金の種類）

第２条　本会が受領する寄附金の種類は、次のとおりとする。

1. 使途特定寄附金

使途を特定して受領する寄附金

イ 使途特定募集寄附金

　　使途を特定して、広く一般に対して一定期間募集活動を行うことにより受領する寄附金

ロ　使途特定単独寄附金

　　使途の特定を受けて、個人又は団体から受領する寄附金

1. 一般寄附金

　　 使途を特定せず受領する寄附金

２　この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

（使途特定募集寄附金）

第３条　本会は、使途特定募集寄附金を募ることができる。

２　使途特定募集寄附金を募集するときは、募集期間、募集対象、募集理由、使用使途その他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）を作成する。

３　使途特定募集寄附金は、その全額を特定した使途に使用し、又は処分しなければならない。

（使途特定募集寄附金に係る募金目論見書の交付）

第４条　使途特定募集寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。ただし、ホームページ上の公開をもって代えることができる。

（使途特定募集寄附金に係る結果の報告）

第５条　本会は、使途特定募集寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開をもって代えることができる。

（使途特定単独寄附金）

第６条　本会は、個人又は団体より使途特定寄附金を受領することができる。

２　使途特定単独寄附金は、寄附者から付されている使途に従い使用し、又は処分しなければならない。

（一般寄附金）

第７条　本会は、個人又は団体より一般寄附金を受領することができる。

２　一般寄附金は、その全額を本会の公益目的事業を行うために使用し，又は処分しなければならない。

（受領書の送付）

第８条　寄附金を受領したときは、寄附者の求めに応じ、遅滞なく受領書を寄附者に送付するものとする。

２　前項の受領書には、受領した寄附金の使用使途、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

（受領の制限）

第９条　寄附金の受領が、下記各号に該当する場合又はおそれがあると判断する場合には、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

1. 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関す

る法律第５条第１７号に規定するもの以外の寄附者がその寄附により、特別の利益を受ける場合

1. 寄附者がその寄附により、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
2. 寄附金の受入に起因して、本会が著しく資金負担が生ずる場合
3. 前３号に掲げる場合のほか、本会の業務の遂行上支障があると認められ、又は本

会が受け入れるには社会通念上不適当と認められる場合

（情報公開）

第１０条　本会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第２２条第５項各号に定める事項について、事務所への備え置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

（個人情報保護）

第１１条　寄附者に関する個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び別に定める個人情報保護に関する規程等に基づき、適切に管理しなければならない。

（補則）

第１２条　この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（規程の変更）

第１３条　この規程における変更は、理事会の決議により行わなければならない。

附　則

１　この規程は、平成３０年１１月２日から施行する。